

北総線葛飾区内開業等に
関する協定書

東京都葛飾区（以下「甲」という。）と北総開発鉄道株式会社（以下「乙」という。）と京成電鉄株式会社（以下「丙」という。）は、北総線葛飾区内開業等に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 甲、乙及び丙は、この協定に定める事項について、責任をもってこれを遵守し、相互に協力のうえ北総線の建設に万全を期するものとする。

（全列車の新駅停車）

第2条 乙は、北総線の全列車を新駅に停車させるものとする。

（区内料金の適正化）

第3条 乙及び丙は、新駅から京成線への乗継運賃の一元化を図るため、開業時までに関係機関に働きかけ、その実現に努めるものとする。

（高砂駅の高架化）

第4条 乙及び丙は、甲が推進する高砂駅付近の連続立体交差化事業の実現に積極的に協力するものとする。